

京都市告示第 330号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年10月27日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科四ノ宮経 29号線	山科区四ノ宮奈良野町73番地の3地先から 同町68番地地先まで	旧	メートル 34.90	メートル 1.80
		新	33.00	1.82 ~ 10.00
山科四ノ宮経 30号線	山科区四ノ宮奈良野町73番地の3地先から 同区四ノ宮芝畑町8番地の3地先まで	旧	15.00	2.70 ~ 4.05
		新	15.00	2.73 ~ 6.40
山科四ノ宮緯 11号線	山科区四ノ宮芝畑町8番地の3地先から 同区四ノ宮奈良野町68番地地先まで	旧	44.70	1.45 ~ 2.40
		新	44.70	2.00 ~ 10.00
山科四ノ宮緯 14号線	山科区四ノ宮奈良野町72番地地先から 同町69番地の3地先まで	旧	10.10	1.30
		新	6.50	2.18

(建設局道路部道路明示課)